

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(2020年1月24日 内閣府令第3号)が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合せて表示しております。

4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

13,324百万円

5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 1,092,687百万円
貸出金 606,821百万円

担保資産に対応する債務

預金 52,267百万円
債券貸借取引受入担保金 474,585百万円
借入金 1,211,816百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

有価証券 293,552百万円

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

保証金 1,501百万円

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

融資未実行残高 1,655,814百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの 1,558,279百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相場の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 有形固定資産の圧縮記帳額

圧縮記帳額 1,855百万円
(当該事業年度の圧縮記帳額) (-百万円)

8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

55,451百万円

9. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務総額

5百万円

10. 元本補填契約のある信託の元本金額は、次のとおりであります。

金銭信託 4,533百万円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主たる原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金 9,954百万円
退職給付引当金 7,545百万円
有価証券償却 2,464百万円
繰延ヘッジ損益 162百万円
その他 3,619百万円

繰延税金資産小計 23,746百万円

評価性引当額 △2,790百万円

繰延税金資産合計 20,956百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 △268,006百万円
その他 △136百万円

繰延税金負債合計 △268,142百万円

繰延税金負債の純額 △247,186百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率 30.6%

(調整)

交際費等永久に損金に算入されない項目 0.1%

受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △4.9%

住民税均等割等 0.3%

評価性引当額の増減 0.0%

その他 0.0%

税効果会計適用後の法人税等の負担率 26.1%

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

会計監査人の状況

●氏名又は名称(2021年度)

有限責任監査法人トーマツ

京都事務所

指定有限責任社員 大竹 新

指定有限責任社員 下井田 晶代